

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令参照条文

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（原産地の意義）

第五十条 法第八条の二第一項又は第三項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

2）3（省略）

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）（抄）

（課税物件及び税率）

第一条 別表に掲げる貨物で平成十八年八月三十一日までに輸入されるもの（アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするものに限る。第五条において「特定貨物」という。）については、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下この条において同じ。）附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく条約における関税の譲許の適用を停止し、関税率法（以下「法」という。）第六条の規定及びこの政令の規定により、法別表（以下「関税率表」という。）の税率（条約中に関税について特別の規定があり、当該関税の譲許の適用の停止がないものとした場合に当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率）による関税（第五条において「一般関税」という。）のほか、別表に定める税率による関税（第五条において「報復関税」という。）を課する。

（提出書類）

第二条 税関長は、別表に掲げる貨物を平成十八年八月三十一日までに輸入しようとする者に対し、その輸入申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、当該特例申告。以下この項において同じ。）の際（税関長がやむを得ない理由があると認める場合には、輸入申告後その理由により相当と認められる期間内）に、当該貨物の原産地を証明した書類（次項において「原産地証明書」という。）を提出させることができる。

2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十一条第四項及び第五十三条の規定は、原産地証明書について準用する。この場合において、同項中「証明に係る物品」とあるのは、「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び

原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と読み替えるものとする。

(原産地の意義)

第三条 関税暫定措置法施行令第五十条第一項の規定は、第一条及び前条第一項に規定する原産地について準用する。

(簡易税率適用貨物等の適用除外)

第四条 法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定の適用を受ける貨物及び法その他関税に関する法律の規定により関税の率(条約中に関税について特別の規定がある場合にあつては、当該特別の規定による税率)が無税とされている貨物(当該貨物に関税が課されるものとした場合に法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定の適用を受けることとなるものに限る。)については、第一条及び第二条の規定は、適用しない。

(関税法の適用)

第五条 特定貨物に課する一般関税及び報復関税については、それぞれ別個の関税として関税法第二章の規定を適用する。

関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)(抄)

(完全に生産された物品の指定)

第八条 令第五十条第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 一の国又は地域(法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。)において採掘された鉱物性生産品

二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品

三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る。)

四 一の国又は地域において動物(生きているものに限る。)

五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品

六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物

七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの

九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第九条 令第五十条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率別表の項が当該物品の原料又は材料(令第五十条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げ

る物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。